

令和7年度 地域コミュニティICT活用促進事業費補助 実施要項

校下(地区)町会連合会や町会の活性化を図るため、電子回覧板アプリ等のICTを活用した町会等の運営を支援します！



■ 助成内容

補助対象経費	地域住民の情報の共有と発信に使用するアプリの利用、校下(地区)町会連合会及び町会のホームページ制作、スキヤナの購入等に要する経費（ただし、備品購入費、修繕費、工事費は除く） ＜例＞・電子回覧板等アプリの初期設定費用及び利用料 ・ホームページの制作委託料 ・スキヤナの購入費など																				
補助対象団体	校下(地区)町会連合会 ※校下(地区)内における情報の共有と発信を促進するため、補助対象者を校下(地区)町会連合会としています。単位町会が助成を受けたい場合は、校下(地区)町会連合会が取りまとめのうえ申請していただくことになります。																				
補 助 率	補助対象経費の3／4以内（1万円未満切捨）																				
補助限度額	各校下(地区)の「町会加入世帯数」に応じて下表のとおり <table border="1"><thead><tr><th>町会加入世帯数</th><th>～1,000世帯</th><th>～2,000世帯</th><th>～3,000世帯</th><th>～4,000世帯</th></tr><tr><th>限度額</th><td>300千円</td><td>600千円</td><td>900千円</td><td>1,200千円</td></tr><tr><th>町会加入世帯数</th><th>～5,000世帯</th><th>～6,000世帯</th><th>～7,000世帯</th><th>7,001世帯～</th></tr></thead><tbody><tr><th>限度額</th><td>1,500千円</td><td>1,800千円</td><td>2,100千円</td><td>2,400千円</td></tr></tbody></table>	町会加入世帯数	～1,000世帯	～2,000世帯	～3,000世帯	～4,000世帯	限度額	300千円	600千円	900千円	1,200千円	町会加入世帯数	～5,000世帯	～6,000世帯	～7,000世帯	7,001世帯～	限度額	1,500千円	1,800千円	2,100千円	2,400千円
町会加入世帯数	～1,000世帯	～2,000世帯	～3,000世帯	～4,000世帯																	
限度額	300千円	600千円	900千円	1,200千円																	
町会加入世帯数	～5,000世帯	～6,000世帯	～7,000世帯	7,001世帯～																	
限度額	1,500千円	1,800千円	2,100千円	2,400千円																	

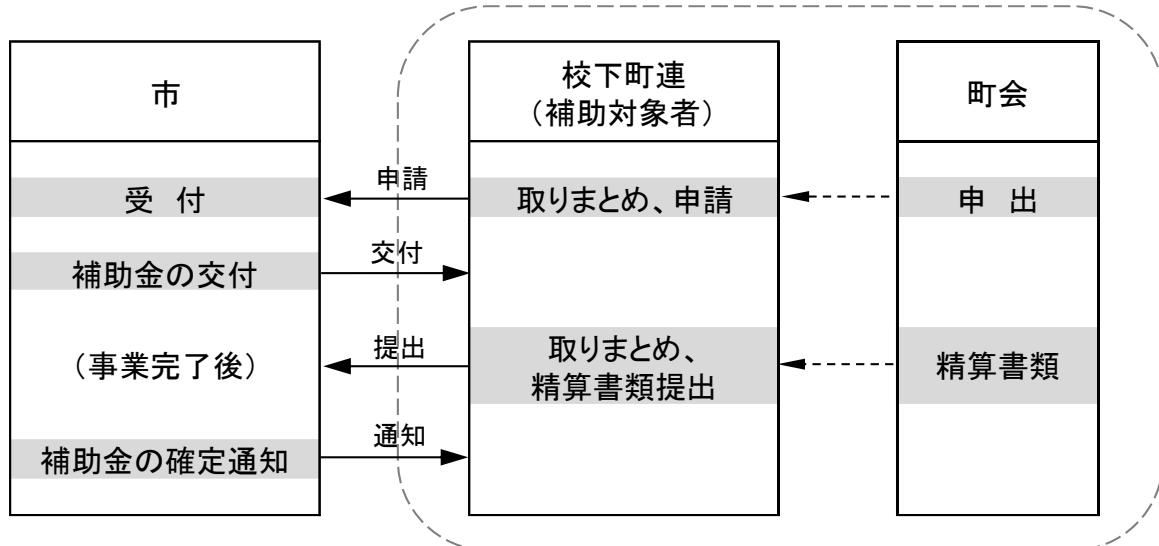
■ 提出書類等

- ① 補助金交付申請書
- ② 経費の金額や内容が分かる契約等関係書類(写)
- ③〔事業完了後〕実績報告書、収支決算書(領収書等の支出証明書類含む)等

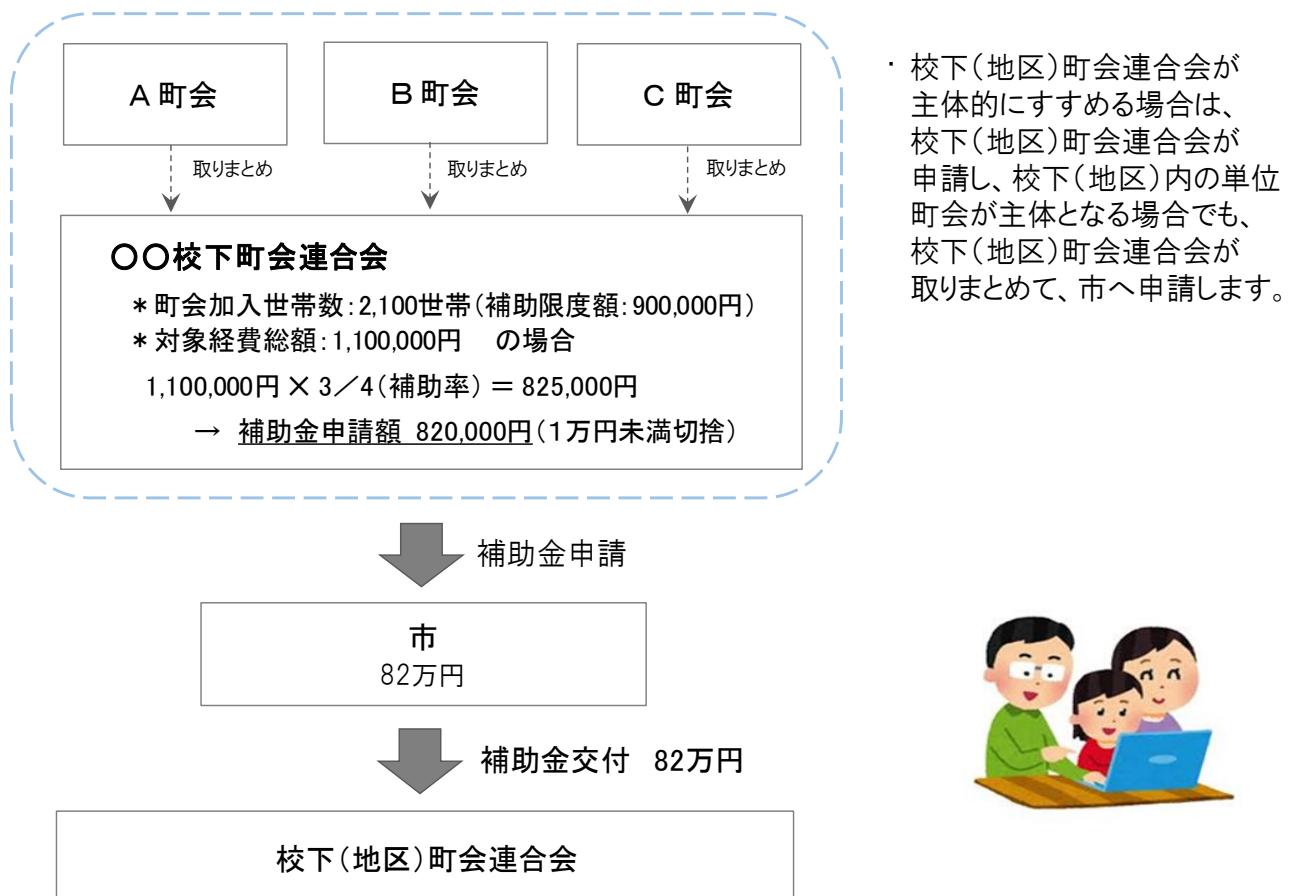
■ 注意事項

- ① 校下(地区)町会連合会は、校下(地区)内の町会分を取りまとめて申請することになります。
- ② 補助金申請は、1年度につき原則1回限りとします。
- ③ 補助金交付決定日以前に支払った経費は、補助対象経費とはなりません。
- ④ 本補助金以外のICTの活用を対象とした本市の補助金、その他これに準じるものとの交付を受けている場合、本補助金の申請はできません。

■ 手続きの流れ



■ 補助金の流れ（例）



【お問い合わせ先】

金沢市 市民局 市民協働推進課（金沢市広坂1丁目1番1号）

〈TEL〉 076-220-2026 〈FAX〉 076-260-1178

〈E-mail〉 kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

